

小型移動式クレーン運転技能講習

この講習は、岩手労働局長登録機関（登録番号3-412）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷量1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できることになります。

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

- 日 時** 学科 **令和8年4月21日(火)** 9:00~17:00 (受付 8:30~8:45まで、オエントーション 8:45)
令和8年4月22日(水) 9:00~17:00 (集合・オエントーション 8:45)
実技 令和8年4月23日(木) 8:00~17:00 (集合・オエントーション 7:45)

※集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

- 会 場** 岩手労働基準協会花巻支部 研修センター 花巻市空港南2丁目19番地 (TEL: 0198-29-4800)

3. 受講資格 18歳以上の方（18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。）

- 修了試験** 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料等 【全科目受講者】 34,705円（消費税10%込） [受講料 33,000円 テキスト代 1,705円]

【一部免除者】 32,505円（消費税10%込） [受講料 30,800円 テキスト代 1,705円]

- 一部免除**

次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

(1) クレーン・デリック運転士免許 又は 揚貨装置運転士免許を受けたもの。

(2) 床上操作式クレーン運転技能講習 又は 玉掛け技能講習を修了したもの。

免 除 科 目 (1) 学科 → 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
(2) 実技 → 小型移動式クレーンの運転のための合図

- 申込締切日** 4月6日(月) ただし先着30名に達し次第、締切らせていただきます。

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることができますのでご注意ください。

申込者が少ない場合や気象状況等により講習を中止する場合があります。

- キャンセルの取扱** 4月14日(火)以降のキャンセル及び欠席・失格の場合、受講料はお返しできません。

- 申込方法** 定員状況を確認のうえ、裏面の「受講申込書」に、受講料・テキスト代・写真1枚

（右図参照。鮮明なもの。デジタルカメラ等の不鮮明なものは不可。）を添えてお申し込み下さい。

一部免除者は、該当する免許証・修了証のコピー（顔写真が確認できるもの）を提出して下さい。

申込書、写真是郵送または窓口にご持参願います。

申込、キャンセル等のお問い合わせは、月曜～金曜日（休・祭日除く）8:30～17:00にお願いいたします。

〒025-0008 花巻市空港南2丁目19番地 TEL 0198-29-4800 / FAX 0198-29-4801

※銀行送金の場合は、受付完了を確認後、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

お振込みの方には、受講票発送時に領収証を同封させていただきます。

岩手銀行 花巻西支店（普）1000167（公財）岩手労働基準協会 花巻支部

- カリキュラム**

1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
※昼食 12:05~12:50 9:00~15:55 小型移動式クレーンに関する知識(6H) 16:00~17:00 関係法令(1H)	※昼食 12:05~12:50 9:00~12:05 原動機及び電気に関する知識(3H) 12:50~15:55 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識(3H) 16:00~17:00 学科試験(1H)	8:00~15:55 実技 合図(1H) 運転(6H) 16:00~17:00 実技試験(1H) ※終了時間は試験の状況により前後します
※休憩 10:30~、14:20~、15:55~ 各5分		※休憩 10:00~、14:20~、15:55~ 各5分

- その他の** (1) 一部免除受講者は、該当する免許証・修了証を原本確認のため、受講日に必ずご持参ください。

※氏名が申込書と異なる場合は無効です。講習前までに書替・再提出して下さい。

- (2) 筆記用具を持参して下さい。（試験時は、鉛筆・消しゴム使用）

実技日は、保護帽（ヘルメット）・作業着・呼子笛・保護手袋（軍手可）・安全靴（運動靴可）・雨具（カッパ）を準備して下さい。

- (3) 昼食を持参して下さい。

- (4) 受講票と会場図は後日お送りします。内容を確認のうえ、当日、講習会場の受付で提示願います。

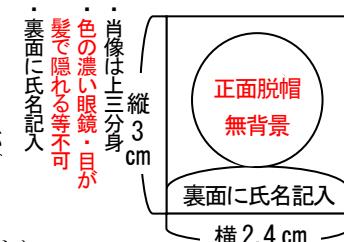
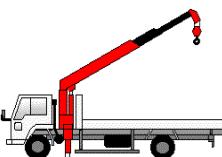
※受講票が届かない場合は、必ず受講日前（窓口営業時間内）にご連絡下さい。

- (5) 学科修了後の実技日程を、次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。

- (6) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。

- (7) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

- (8) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。



小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

No. _____

学科 令和 8年 4月 21日(火)・4月 22日(水)
実技 令和 8年 4月 23日(木)

※協会使用欄

実施管理者	原本確認	免除要件 確 認

※ 誤りの無いよう「正確」「丁寧」に記入して下さい。(鉛筆不可)
※「氏名」および「受講者名(本人自署)」に略字は使用しないで下さい。

ふりがな		生年月日	昭和 平成 年 月 日
氏 名	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現 住 所	(番地まで詳しくご記入下さい) 〒 —	TEL(— —) 緊急用携帯電話(— —)	

※ 個人受講者は、日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。勤務先の記入は不要です。

勤務先	所在地	〒 —	TEL(— —) FAX(— —)
	事業場名		担当者の部署と氏名
※該当箇所に○印 をつけて下さい	(公財)岩手労働基準協会 会員の有無 受講票送付希望先	会員 勤務先	非会員 自宅
			受講料振込予定日 月 日

令和 年 月 日

受講者名(本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受講一部免除申請書

運転士免許証・技能講習修了証 貼付欄(必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付してください)

※ 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン・デリック運転士免許 又は 揚貨装置運転士免許を受けたもの。
- (2) 床上操作式クレーン運転技能講習 又は 玉掛け技能講習を修了したもの。

※ 受講一部免除申請者は、該当する運転士免許・技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、
原本確認のため、受講当日に必ず「原本」をご持参下さい。(学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象になりません)

※ 裏面に記載がある場合は、裏面の写しも貼付して下さい。

※ 氏名が申込書と異なる場合は無効です。講習前までに書替・再提出して下さい。

記入に際しての注意事項

- 1) 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。**(鉛筆書き不可)**
 - 2) 訂正の場合は、二重線で訂正してください。(訂正印不要) **修正テープ不可。**
 - 3) 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
 - 4) 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入して下さい。
 (旧姓を使用した氏名の場合: 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。
 通称の場合: 住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。) いずれも受講当日正本を提示してください。
- ※申込書に記入していただいた個人情報は、技能講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には一切使用しません。